

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年6月28日

香川県病院事業管理者 槇 野 博 史

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第14（第20条関係）			別表第14（第20条関係）		
給料表	職員	割合	給料表	職員	割合
行政職給料表	1 略		行政職給料表	1 略	
	2 <u>県立病院課長及び県立病院課長補佐並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	略		2 <u>県立病院課長及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	100分の15
	3 <u>副主幹及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	略		3 <u>本庁の課長補佐及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	100分の10
	4 略			4 略	
略			略		
医療職給料表(二)	1 略		医療職給料表(二)	1 略	
	2 <u>薬剤部長、技師長、副技師長、中央病院副薬剤部長及び科長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	略		2 <u>中央病院薬剤部長及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	100分の15
	3 <u>副主幹及びこれに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	略		3 <u>技師長、副技師長、薬剤部長（中央病院薬剤部長を除く。）、中央病院副薬剤部長及び科長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員</u>	100分の10
	4 略			4 略	
医療職給料表(三)	1 略		医療職給料表(三)	1 略	
	2 <u>看護部長、副看護部長及び看</u>	略		2 <u>看護部長及びこれに相当する</u>	100分の15

	護師長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員		職にある職員並びに管理者が認める職員	
	3 副看護師長及び副主幹並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	略	3 副看護部長（管理者が認める職に限る。）、看護師長及び副看護師長並びにこれらに相当する職にある職員並びに管理者が認める職員	100分の10
	4 略		4 略	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。